

随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 又は第7号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	1 契約の概要 公用車両用燃料(ガソリン・軽油)の購入に係る単価契約 2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 当署管轄区域が広範囲にわたること、及び昼夜を問わない警察活動の特殊性から常時給油可能な体制があり、公署から近接し利便性のある所を選定することが合理的である。 また、公用車両用燃料については、岐阜県(出納管理課)と岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約(標準単価)が締結される見込みであるが、当該契約単価(標準単価)以下の単価で契約できる見込みであるため、下記の事業者を選定する。 ＜契約予定先＞ 株式会社 油茂商店 代表取締役 安藤昌弘 岐阜日石 株式会社 代表取締役 和田 隆

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

品 名	契約単価	
	(株)油茂商店	岐阜日石(株)
並オクタン価 ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満	170.89	170.89
軽油 セタン価45以上	158.59	158.59

* 単価適用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日